平成２６年（フ）第２５６号
大阪府泉北郡忠岡町高月南１丁目206番、前本店所在地大阪府岸和田市大町３丁目４番17号
破産者　株式会社マル（旧商号阪南グラフィック株式会社）
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６３９号
岡山県岡山市北区上中野１丁目19番36号中尾ビル603号室
破産者　宮本　宣利
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９５号
岡山県瀬戸内市邑久町豆田613番地９
破産者　末石　正子
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６９号
岡山市北区問屋町９番地101
破産者　株式会社ｓｉｇｎｅ
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７６号
北海道札幌市中央区北１条西26丁目１番６号105号室、住民票上の住所岡山市北区大元駅前３番43号ハイツヨコヤマＡ101
破産者　阿野　洋介
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２号
愛媛県今治市大西町九王甲2118番地11
破産者　有限会社セラフ
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第３４号
埼玉県秩父郡小鹿野町伊豆沢351番地
破産者　犬木運輸有限会社
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第６１０号
東京都東大和市仲原４丁目17番地の17、商業登記簿上の本店所在地東京都東大和市芋窪３丁目1645番11
破産者　有限会社協和企業
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６１２号
東京都東大和市仲原２丁目４番地の４
破産者　金子冨美子
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６６８号
東京都東大和市南街５丁目95番地の４ブランチ山田202
破産者　吉川波津子
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６９６号
東京都日野市南平５丁目30番地の１向川原団地４―306
破産者　久保　茂雄
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６３４号
神奈川県小田原市桑原627番地の１
破産者　ヤトウ工業有限会社
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２１９号
相模原市中央区淵野辺１丁目19番17号
破産者　有限会社優繕
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８１２号
京都市中京区壬生中川町２番地
破産者　株式会社永峰鍍金工業所
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２号
京都市左京区岩倉西五田町３番地
破産者　有限会社いおり
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３号
京都市左京区岩倉西五田町３番地
破産者　株式会社いおり
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３５号
山形県酒田市東町１丁目19番地の10、前住所山形県酒田市浜田１丁目11番37号
破産者　菅原　繁男
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第４６号
福島県いわき市平上荒川字後沢201　応急仮設住宅Ｅ４―２、住民票上の住所福島県双葉郡楢葉町大字前原字作助20番地20
破産者　菅波　佳奈（旧姓松本）
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第１１５号
千葉県旭市鎌数9170番地15、住民票上の住所千葉県山武市松ヶ谷ロ1061番地
破産者　川島　　正（旧姓関谷）
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２７５号
神奈川県小田原市曽比239番地、前住所神奈川県平塚市横内3271番地の４
破産者　愛斗こと　坂井　秀行
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部